

令和7年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和7年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点の ポイント	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置・外構計画、②ゾーニング・動線計画、 ③要求室等の計画、④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画（環境・意匠） ①周辺環境への配慮及び来庁者への配慮 ②来庁者と職員・議員等とのセキュリティを踏まえた動線計画 ③庁舎に必要な室（議場、町長室・副町長室等）の配置と諸室との関係性</p> <p>(3) 構造計画 ①採用した構造（耐震構造・免震構造・制振構造等）の特性を踏まえた計画 ②議場の構造計画</p> <p>(4) 設備計画 ①省エネルギー及び二酸化炭素排出量削減への配慮 ②庁舎の機能維持のために発電機の給電対象とした設備とその配慮</p> <p>※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は 「計画の要点等が完成されていないもの」 ②図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ③次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 議場、町長室、副町長室、事務室、書庫、大会議室、会議室A、会議室B、サーバー室、 休憩室、更衣室、防災備蓄倉庫、住民交流スペース、カフェ、守衛室、受水槽室、 消火ポンプ室、エレベーター、P.S・E.P.S、車椅子使用者用駐車場、サービス用駐車場 ④法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
採点結果の 区分 (成績)	<p>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。</p> <p>ランクI：「知識及び技能」*を有するもの</p> <p>ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの</p> <p>ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの</p> <p>ランクIV：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。</p> <p>ランクI：35.0%、ランクII：1.6%、ランクIII：53.7%、ランクIV：9.7%</p> <p>○受験者の答案の解答状況</p> <p>ランクIII及びランクIVに該当するものが多く、具体的には以下のようなどを挙げることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・設計条件に関する基礎的な不適合：「要求室・施設等の特記事項の不適合」、「高さ制限への適合が確認できる情報の未記載」等・法令への重大な不適合：「直通階段に至る重複区間の長さ」等
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのウェブサイトに掲載する。